

富山県地域防災計画（震災編）の見直しに向けた論点整理と今後の検討の方向一覧 【津波災害対策】

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
総則	1	○津波対策を構築するにあたって二つのレベルの津波を想定 ・発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 →生命を守ることを最優先とし、避難を軸に、総合的な津波対策を確立 ・発生頻度は高く、津波高は最大クラスの津波よりは、低いものの大きな被害をもたらす津波 →人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化等の確保の観点から、海岸保全施設等を整備	<内閣府、国土交通省> ・津波レベルの想定に関する技術的助言(新)	・津波シミュレーション調査による二つの津波レベルの想定(最大クラスの津波、発生頻度の高い津波の想定) (新)	-	-
	2	○本県に影響する津波の設定 〔部会でいただいたご意見〕 ・呉羽山断層帯は、海域に延びているので津波を起こす可能性があり。 ・糸魚川沖断層については、詳しい調査が行われていないが、短く見ても30~40km、長く見た場合は最大限のリスクを考え70~80kmと推定	<文部科学省> ・調査研究(拡)	・津波シミュレーション調査による津波の設定(呉羽山断層帯の海域部、糸魚川沖断層等の地震による津波を想定) (新)	-	-
	3	○被害想定の見直し ・東日本大震災の被害を調査分析し、被害想定の手法を改善	<内閣府> ・被害想定手法等の見直し(拡)	・津波シミュレーション調査による人的・物的被害の想定(呉羽山断層帯の海域部、糸魚川沖断層等の地震による津波被害について調査分析) (新)	-	-
津波予防対策	4	○多重防護と施設整備 ・津波による浸水被害を軽減し、避難のためのリードタイムを長くするため、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラの活用等による二線堤を整備	<国土交通省> ・技術研究・技術的助言(拡) <指定地方行政機関> ・道路や海岸保全施設等の整備(拡)	・道路や海岸保全施設等の整備(粘り強い海岸保全施設等や道路盛土等による二線堤の整備) (拡)	同左	-
	5	○津波避難ビル等の指定、避難場所や避難路の整備 ・まちづくりと一体となって避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段を整備 ・津波避難ビル等については、指定要件や構造・立地基準を見直し	<内閣府、国土交通省> ・津波避難ビル等の指定要件等の見直し(拡)	・市町村に対する避難場所・津波避難ビル等の指定に係る助言(想定される津波高、浸水想定域、到達時間の提示) (拡) ・避難路・避難階段の整備 (拡)	・避難場所・津波避難ビル等の指定(拡) ・避難路・避難階段の整備(拡) ・避難場所・津波避難ビル等の県民への周知(拡)	-
	6	○ハザードマップの充実 ・配付することだけで認知度を高めることには限界。しっかりと伝える制度・仕組みを構築。 〔部会でいただいたご意見〕 ・津波ハザードマップについては、必ず説明会を行い、「想定」であることをしっかりと説明することが必要	<内閣府> ・「津波・高潮ハザードマップマニュアル」の見直し(拡)	・津波シミュレーション調査結果の県民への周知(HP、出前講座等による普及啓発) (新)	・津波ハザードマップの県民への周知(新)	-
	7	○徒歩避難原則の徹底等と避難意識の啓発 ・徒歩による避難が原則。今回自動車で避難し生存した者も多かったことを踏まえ、自動車で安全かつ確実に避難できる方策について、今後検討。	<内閣府> ・「災害時の避難に関する専門調査会」において検討(新)	・市町村に対する津波避難計画作成の助言(想定される津波高、浸水想定域、到達時間の提示) (新) ・県民に対する避難行動の普及啓発(HP、出前講座等による普及啓発) (拡)	・津波避難計画の作成(新) ・県民に対する避難行動の普及啓発(拡)	-
	8	○災害時要援護者の避難支援 〔部会でいただいたご意見〕 ・災害時要援護者が、津波から避難するための支援方策の検討が必要	<内閣府> ・「災害時の避難に関する専門調査会」において検討(新)	・市町村に対する津波避難計画作成の助言(災害時要援護者の避難方策の助言) (新)	・津波避難計画の作成(災害時要援護者の避難方策の検討) (新)	-

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
津波 予防 対策	9	○行政関連施設、福祉施設等は、浸水リスクが少ない場所に建設 ・最大クラスの津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するため に、行政関連施設、避難場所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない場所に 建設	<国土交通省> ・「津波防災地域づくりに関する法律」の制定(新)	・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく施 策を実施(津波災害警戒区域等の設定等) (新)	同左	—
	10	○地域防災計画と都市計画の有機的な連携 ・地域防災計画と都市計画を有機的に連携させ、長期的な視点で安全なまち づくりを推進	<国土交通省> ・「津波防災地域づくりに関する法律」の制定(新)	・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく施 策を実施(津波災害警戒区域等の設定等) (新)	同左	—
	11	○防災教育の充実と地域防災力の向上 ・住んでいる地域の特徴や地震・津波に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓を踏まえ、継続的かつ充実した防災教育を全国的に実施 〔部会でいただいたご意見〕 ・知識の中に防災に対する「姿勢」を与えることに重きを置くことが重要	<文部科学省> ・「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会 議」において検討(新)	・児童生徒等に対する防災教育の強化(児童生徒等が 防災に対する姿勢を身につける防災教育の実施) (拡) ・県民に対する防災知識の普及啓発の強化(県広域消 防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施) (拡) ・自主防災組織の育成強化(組織率の向上、活動の活 性化方策の実施) (拡)	同左	—
	12	○実践的な防災訓練の実施 ・最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を、継 続的・定期的に実施	<指定地方行政機関> ・実践的な防災訓練の実施(拡)	・実践的な防災訓練の実施(季節、複合災害等のあらゆ る事態を想定した県総合防災訓練の実施) (拡)	同左	同左
	13	○地震・津波観測体制の充実・強化 ・海域部の海底地震計、沖合水圧計、GPS波浪計等の観測体制を充実	<気象庁> ・海底地震計、GPS波浪計等による 地震・津波観測体制の充実・強化 (拡)	—	—	—
	14	○津波警報と防災対応 ・津波警報は、その伝達すべき内容について、受け手の立場に立って検討 ・津波警報や予想される津波高に応じた防災活動・避難活動について、より具 体的に検討	<気象庁> ・津波警報の改善等(拡)	・津波警報の改善を踏まえた防災活動の見直し(住民 への津波警報等の伝達の改善等) (拡)	・津波警報の改善を踏まえた防災活 動の見直し(拡)	—
津波 応急 対策	15	○情報伝達体制の充実・強化 ・防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる 手段を活用 ・広域停電や庁舎被災などを想定した対応を検討	<指定地方行政機関> ・多様な伝達手段を活用した津波警報等の県民への 周知(エリアメール等の携帯電話を活用した避難情報の 県民への伝達等) (拡)	・多様な伝達手段を活用した津波警報等の県民への 周知(エリアメール等の携帯電話を活用した避難情報の 県民への伝達等) (拡)	・多様な伝達手段を活用した津波警 報等の県民への周知(防災行政無線 の早期整備、エリアメール等の携帯 電話を活用した避難情報の県民への 伝達等) (拡)	<通信事業者> ・エリアメール等の携帯電話を活用し た津波警報等の県民への伝達手段 の確保(拡)
	16	○消防団員等の避難誘導・防災対応に係る行動のルール化 ・消防団員等の津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動のルー ル化 〔部会でいただいたご意見〕 ・東日本大震災では、水門を閉めに行った消防団員が津波で被災し亡くなられ たことが多くあったため、このようなことをさせない仕組みが必要	<内閣府> ・「地震・津波による被災実態調査」 の実施(新)	・消防団員等の安全性を考慮した防災対応や避難誘 導に係る行動ルールの策定(東日本大震災において、 消防団員等に犠牲が出たことを踏まえ、消防団員等の防 災対応等に係る行動ルールを策定) (新)	同左	—

富山県地域防災計画（震災編）の見直しに向けた論点整理と今後の検討の方向一覧 【地震災害対策】

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
基本方策及び被害想定	1	○不測の事態への備え [部会でいただいたご意見] ・想定外が起きたときの対応を考えておくことが必要。 ・基礎的な力をしっかりと積み上げておけば、万一の場合でも、ある程度対応可能。	<指定地方行政機関> ・防災関係職員に対する防災教育の強化(拡)	・防災関係職員に対する防災教育の強化(防災関係職員の危機管理能力の向上) (拡) ・児童生徒等に対する防災教育の強化(児童生徒等が防災に対する姿勢を身につける防災教育の実施) (拡) ・県民に対する防災知識の普及啓発の強化(県広域消防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施) (拡)	同左	・防災関係職員に対する防災教育の強化(拡)
	2	○呉羽山断層帯の被害想定の修正及び減災目標の設定	<内閣府> ・被害想定手法等の見直し(拡) <文部科学省> ・活断層に関する調査研究(拡)	・呉羽山断層帯被害想定の修正(H9年度調査 死者1,471人→今回死者4,274人) (拡) ・人的被害軽減効果を踏まえた減災目標の設定(耐震化率85%→死者半減) (新)	同左	—
	3	○富山県に影響を及ぼす活断層に対する検討 [部会でいただいたご意見] ・例えば近隣の森本・富樫断層など近隣の断層についても、県に影響を及ぼす可能性があるものは、検討が必要	<文部科学省> ・活断層に関する調査研究(拡)	・国の活断層評価の活用(森本・富樫断層や邑知渦断層帯等の本県に影響を及ぼす活断層の記載) (新)	同左	—
	4	○業務継続計画(BCP)の策定	<内閣府> ・技術的助言(新) <指定地方行政機関> ・業務継続計画(BCP)の策定(新)	・業務継続計画(BCP)の策定(災害時における優先業務の選定等) (新)	同左	同左
震災予防対策	5	○一般住宅の耐震化の促進 [部会でいただいたご意見] ・公共施設や学校の耐震化の更なる推進はもちろんだが、一般住宅の方が大事。例えば5年間で耐震化率を85%に上げるぐらいの目標の設定が必要	—	・人的被害軽減効果を踏まえた減災目標の設定(耐震化率85%→死者半減) (新) ・一般住宅の耐震化に対する支援・普及啓発の強化(リーフレットの作成、巡回説明会の実施等) (拡)	同左	—
	6	○学校、公共施設の耐震化の推進	<文部科学省> ・財政支援・技術的助言(拡)	・学校、公共施設の耐震化の推進(県立学校の耐震化2年前倒し) (拡)	同左	—
	7	○公共土木施設の整備・耐震性の強化	<国土交通省、農林水産省> ・財政支援・技術的助言(拡) <指定地方行政機関> ・河川、海岸、土砂災害防止施設の整備・耐震性の強化(拡)	・河川、海岸、土砂災害防止施設の整備・耐震性の強化(拡)	同左	—
	8	○ライフライン施設、交通施設の耐震性の強化	<国土交通省、農林水産省> ・財政支援・技術的助言(拡) <指定地方行政機関> ・道路、港湾の耐震性の強化(拡)	・上下水道施設の耐震性の強化(拡) ・道路、港湾、漁港、空港の耐震性の強化(緊急通行確保路線等の橋梁耐震化等) (拡)	・上下水道施設の耐震性の強化(拡) ・道路、漁港の耐震性の強化(拡)	<ライスライン施設事業者> ・電気、ガス、通信施設の耐震性の強化(拡) <道路・鉄道事業者> ・道路、鉄道の耐震性の強化(拡)
	9	○液状化対策の強化	<国土交通省> ・技術的助言(拡)	・公共土木施設等の液状化対策の強化(拡) ・液状化に関する普及啓発の強化(液状化の仕組みや対策のHP、出前講座による普及啓発) (拡)	同左	—

区分	NO	項目	国	県地域防災計画			
				県	市町村	防災関係機関	
震災予防対策	防災活動体制等の整備	○県庁が被災した場合の対策 〔部会でいただいたご意見〕 ・呉羽山断層帯による地震が発生した場合、県警本部、県庁、市役所、全部アクセス不能になるという最悪の事態も含め、県の計画を考えていくことが重要。 10 ①県庁の機能の予備の指揮所で、最低限、通信機能と情報を集約する機能があれば、最低限の指揮は可能。 今後の防災訓練では、この予備の指揮所を設けて、訓練を実施することが必要。	—	・県庁が被災した場合の対応方針の策定（業務継続計画（BCP）の策定）（新） ・県広域消防防災センターの代替機能の整備（災害対策本部機能の整備）（新）	—	—	—
		○避難施設の防災機能の向上	<内閣府> ・「災害時の避難に関する専門調査会」において検討（新） <文部科学省> ・技術的助言（新）	・避難施設として必要な設備の整備（拡）	同左	—	
		○緊急地震速報受信システムの整備 〔部会でいただいたご意見〕 ・緊急地震速報が、公的な施設で受信できるよう整備することが大切であり、そういうことを計画の中に盛り込むことが必要。	<文部科学省> ・財政支援（新）	・学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備（県立学校等への緊急地震速報受信システムの整備）（新）	同左	—	
	救援・救護体制の整備	○超広域災害への備え 〔部会でいただいたご意見〕 ・広域災害で支援がない場合を考えることが必要。	<内閣府> ・「防災対策推進検討会議」において検討	・他県や民間との応援協定締結の検討（周辺の都道府県以外の都道府県との応援協定締結）（拡）	・他市町村や民間との応援協定締結の検討（周辺の市町村以外の市町村との応援協定締結）（拡）	—	
		○各種防災関係機関等との連携強化	—	・民間事業者との応援協定締結（フランチャイズチェーン及び富山県石油商業組合との災害時応援協定（帰宅困難者支援協定等）の締結等）（拡）	同左	・行政機関との応援協定締結の検討（拡）	
		○災害医療コーディネート機能の強化 〔部会でいただいたご意見〕 ・災害の最前線で医療救護を取り仕切る「災害医療コーディネーター」というような役割を果たす人材を養成し、日ごろから連携し、いざというときにすぐに機能するようなことが重要。	<厚生労働省> ・「災害医療等のあり方に関する検討会」における報告（新）	・国検討会報告も踏まえた対応（避難所等での医療ニーズの的確な把握・分析、医療チームの配置調整などのコーディネート機能が発揮できる体制の整備等）（新）	同左	<医療関係機関> 同左	
救援・救護体制の整備	16	○災害救援ボランティア活動の強化	—	・災害救援ボランティアの養成の強化（拡） ・災害救援ボランティアの受入体制に係る見直し（円滑にボランティアを受け入れるためのボランティアコーディネーターの養成等）（拡）	同左	<医療・福祉関係機関> 同左	
	17	○備蓄品の必要量の確保	—	・備蓄品の確保（呉羽山断層帯の被害想定調査を踏まえた備蓄量の確保）（拡）	同左	—	

区分	NO	項目	国	県地域防災計画			
				県	市町村	防災関係機関	
震災予防対策	防災行動力の向上	○地震・津波に関する防災教育の充実 ○地域防災力の向上 [部会でいただいたご意見] ・一般的に日本に住んでいる以上、地震や津波に関する防災教育は必要。 ・地震イコード津波ということを、しっかりと小学校レベルから知識の蓄積として、意識付けをしていくことが必要。 ・自主防災組織について、やる気のあるところに支援することが組織をつくる上で重要	<文部科学省> ・「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において検討(新)	・児童生徒等に対する防災教育の強化(児童生徒等が防災に対する姿勢を身につける防災教育の実施) (拡) ・県民に対する防災知識の普及啓発の強化(県広域消防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施) (拡) ・自主防災組織の育成強化(組織率の向上、活動の活性化方策の実施) (拡)	同左		
		○職員の危機管理能力の向上 [部会でいただいたご意見] ・トップの危機管理のマネジメントから始まって、最後の小学生や子どもたちを含めて、行政職員も含め、防災教育が大事。	<指定地方行政機関> ・防災関係職員に対する防災教育の強化(防災関係職員の危機管理能力の向上) (拡) ・実践的な防災訓練の実施(拡)	・防災関係職員に対する防災教育の強化(防災関係職員の危機管理能力の向上) (拡)	同左	同左	
		○防災訓練の充実 [部会でいただいたご意見] ・緊急地震速報を取り入れた防災訓練が必要。 ・大規模災害になると、災害拠点病院をはじめ大きな病院へ、多くの負傷者や医療チームが駆け付けるが、日頃からの具体的なシミュレーションの下での準備訓練が大切。	<指定地方行政機関> ・実践的な防災訓練の実施(拡)	・実践的な防災訓練の実施(季節、複合災害等のあらゆる事態を想定した県総合防災訓練の実施) (拡)	同左	同左	
		○地域防災計画や被害想定のビジュアル化 [部会でいただいたご意見] ・呉羽山断層帯の被害想定について、聞いた人が分かるような形で、具体化すれば、防災意識、防災教育などに効果的。	-	・ビジュアルなパンフレットや教材を活用した防災の意識啓発、教育の実施 (新)	-	-	
震災応急対策	応急活動体制	○応急活動体制の見直し	<内閣府> ・「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」において検討(新) <厚生労働省> ・「災害医療等のあり方に関する検討会」において検討(新) <指定地方行政機関> ・救助・救急活動、医療救護活動等の応急活動体制に係る必要な見直しの検討(拡)	・救助・救急活動、医療救護活動等の応急活動体制の見直し(富山県DMATの運営、SCU(広域医療搬送拠点)の設置等) (拡)	同左	同左	
		○市町村の災害対策本部機能喪失等への対応	-	・市町村に対する迅速な支援体制の整備(被災市町村支援チームの編成等) (新)	・災害対策本部機能の維持・確保(新)	-	

区分		NO	項目	国	県地域防災計画		
					県	市町村	防災関係機関
震災 応急対策	情報の収集伝達	24	○情報の収集・伝達体制の強化	<指定地方行政機関> ・多様な伝達手段を活用した災害情報の県民への周知(拡)	・多様な伝達手段を活用した災害情報の県民への周知(エリアイメール等の携帯電話を活用した避難情報の県民への伝達等) (拡)	・多様な伝達手段を活用した災害情報の県民への周知(拡)	<通信事業者> ・エリアイメール等の携帯電話を活用した災害情報の県民への伝達方法の確保
	災害時要援護者への援護	25	○在宅の災害時要援護者に対する対策の強化 [部会でいただいたご意見] ・被災地では、訪問看護ステーションが機能せず、在宅医療が難しくなったことも聞いているが、この教訓を踏まえた対応が必要。	<内閣府> ・「災害時要援護者対策の検討に関する調査」の実施(新)	・市町村に対する福祉避難所の指定の促進(市町村への働きかけ) (新) ・在宅の災害時要援護者に対する対策の強化(在宅の要介護者に対する支援方策の強化) (拡)	・福祉避難所の指定(新) ・在宅の災害時要援護者に対する対策の強化(拡)	<医療・福祉関係機関> ・在宅の災害時要援護者に対する対策の強化(拡)
	応急住宅対策	26	○応急仮設住宅の確保に係る体制の見直し		・応急仮設住宅の必要戸数の想定(拡) ・民間賃貸住宅借り上げに係る体制の整備(新) ・建設用地の事前選定(拡)	同左	
震災復旧対策		27	○長期的復興への備え [部会でいただいたご意見] ・長期的復興についても事前に検討しておくことが必要。	—	・長期的復興計画の策定(他県の先進事例の調査等)(新)	—	—